

神戸市における低所得者の保険料軽減措置の概要

1. 内容

(1) 対象者

次のすべてに該当する者

- ① 世帯員全員が非課税であること（第2段階）。
- ② 世帯員全員が所得（収入から必要経費の控除・給与所得控除・公的年金等控除を行った後の額）がないこと。
- ③ 世帯の年間収入金額が120万円以下であること（世帯員3人以上の場合は1人当たり35万円を加算）。
- ④ 市民税課税者に扶養されていないこと。
- ⑤ 市民税課税者と生計を共にしていないこと。
- ⑥ 資産等を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること。

【※上記各要件の考え方】

- ③（収入）：収入には、年金給付のみならず、給与収入、事業収入、仕送りなども含む。
- ④（扶養）：別居していても、市民税が課税されている子どもから仕送りを受けている場合や税の申告上などにおいて子どもの被扶養者となっている場合などには、対象外となる。
- ⑤（生計）：2世帯住宅などで世帯を別にしている場合であっても、市民税が課税されている子どもと生計は1つであるようなときには、対象外となる。
- ⑥（資産）：居住の用に供するもの以外に土地家屋を所有している場合や一定の預貯金を保有している場合には、対象外となる。

(2) 軽減措置の内容

第2段階の保険料(基準額×0.75)を第1段階相当額(基準額×0.5)に軽減。

※ 平成13年10月より、上記(1)の要件を満たすことを前提に、③の収入要件60万円(世帯員3人以上の場合は、1人当たり17.5万円を加算)以下の者等に対して、現行の軽減措置(基準額×0.5まで軽減)を拡大し、基準額×0.25まで軽減予定。

(3) 手続き

- ① 減額に当たっては、被保険者からの申請に基づき、被保険者が上記要件に該当するかを個別に判断した上で、適否を決定。
- ② その際、申請者は、申請書に「年金振込通知書」、「前年所得の確定申告書」等の書類を添付。

2. 財源

保険料を財源として実施。

3. 適用状況

平成12年度(当初の適用予定): 約5,000人

(※実際の適用は約2,500人)

(参考) 介護保険事業計画上の第1号被保険者数(平成12年度)

: 約253,000人

保険料の6段階設定の方法について

1. 6段階設定の概要

第1号被保険者の保険料については、基本的な5段階での設定によるほか、6段階での設定も可能となっている。

市町村においては、保険料を6段階で設定することによって、5段階で設定した場合と比較して高所得者から多くの負担を求めることとなる一方、低所得者については5段階で設定した場合よりも低い保険料とすることが可能となる。

(参考：第1号保険料の5段階設定と6段階設定の比較)

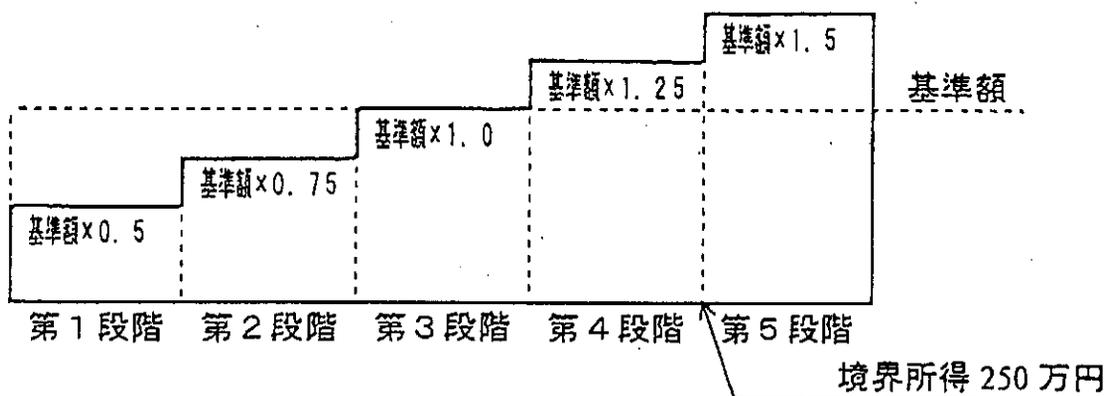
	5段階の場合	6段階の場合
根拠条文	介護保険法施行令第38条 【保険料率の算定に関する基準】	介護保険法施行令第39条 【特別の基準による保険料率の算定】
各段階の乗率		
第1段階	0.5	0.5を標準として市町村が定める割合
第2段階	0.75	0.75を標準として市町村が定める割合
第3段階	1.0	1.0を標準として市町村が定める割合
第4段階	1.25	第3段階の乗率を超える割合で市町村が定める割合
第5段階	1.5	第4段階の乗率を超える割合で市町村が定める割合
第6段階	—	第5段階の乗率を超える割合で市町村が定める割合
境界所得		
第4・第5段階	合計所得金額250万円	市町村が定める額
第5・第6段階	—	第4・第5段階の境界所得を超える額で市町村が定める額

2. 6段階設定の手順（例）

（1）基準額の設定

6段階設定を行う場合であっても、調整交付金の算定上、5段階設定とした場合の保険料率は必要である。（その手順については、通常の5段階設定の場合と同様）

なお、基準額は、6段階設定を行った場合でも、変更されることはない。



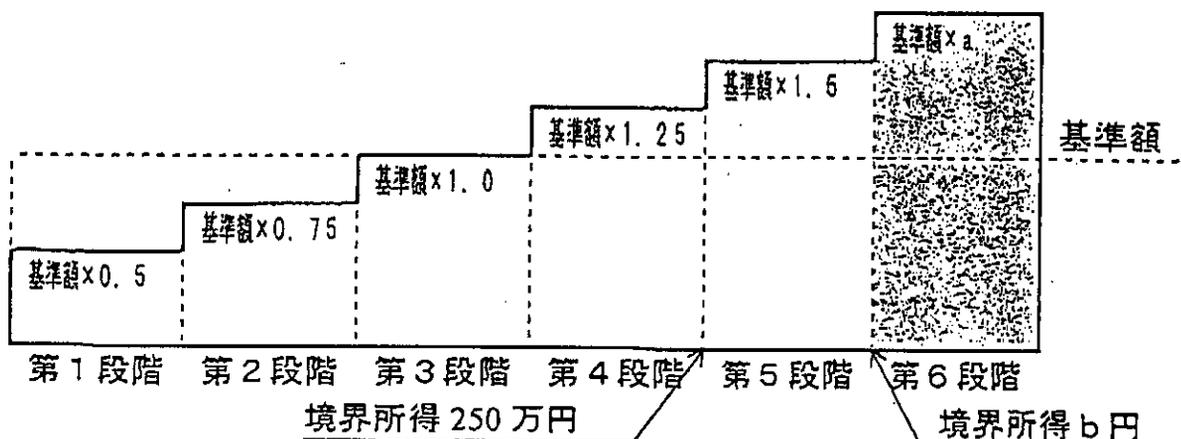
【被保険者数の割合】

5段階設定の場合の各段階における被保険者数の割合は、それぞれ次のとおりと仮定する。（以下同様。）

第1段階	2%	第4段階	15%
第2段階	28%	第5段階	10%
第3段階	45%		

（2）第6段階の創設

5段階設定での保険料率を算定したのちに、第6段階の設定を行うこととなる。まずは基本形を設定し、その乗率や境界所得を変更することによって、必要な調整を行って行くこととなる。（下図は調整前のイメージ）



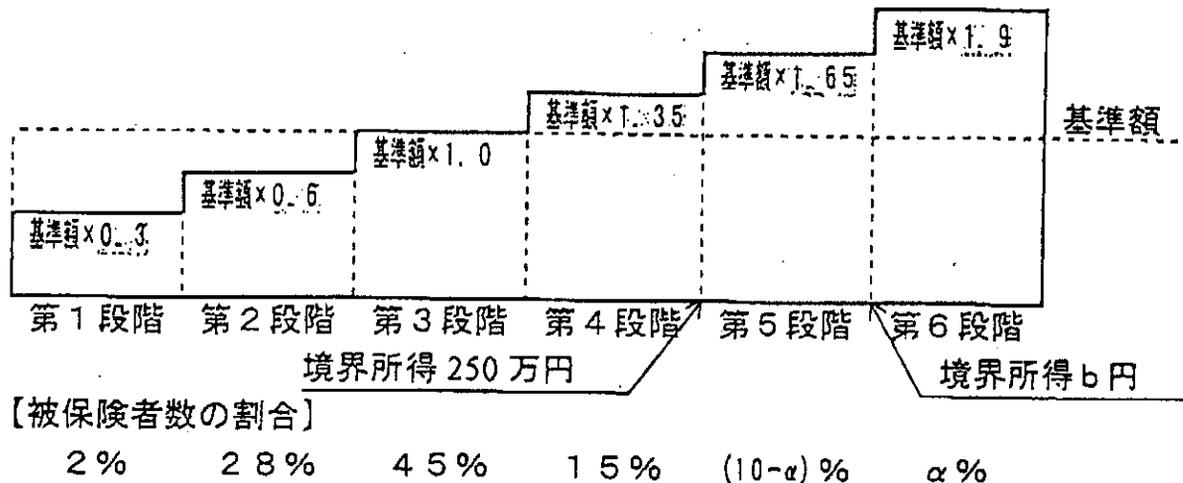
【被保険者数の割合】

2%	28%	45%	15%	$(10-\alpha)\%$	$\alpha\%$
----	-----	-----	-----	-----------------	------------

① 第1～5段階の乗率変更及び第6段階の乗率設定

6段階設定を行う場合、まず、第1～5段階の乗率変更及び第6段階の乗率設定を行う。乗率の設定は、市町村が実情に応じて定めることとなる。(例えば下図のように設定。)

ここで、第1～5段階の乗率は、5段階設定の場合と比べて、第1・第2段階を低くすることが基本である。また、この軽減分に相当する額を他の段階の保険料で賄うことから、第4・第5段階を高く変更することも可能である。



② 第5・6段階の境界所得設定

次に、第5・6段階の境界所得設定を行う。

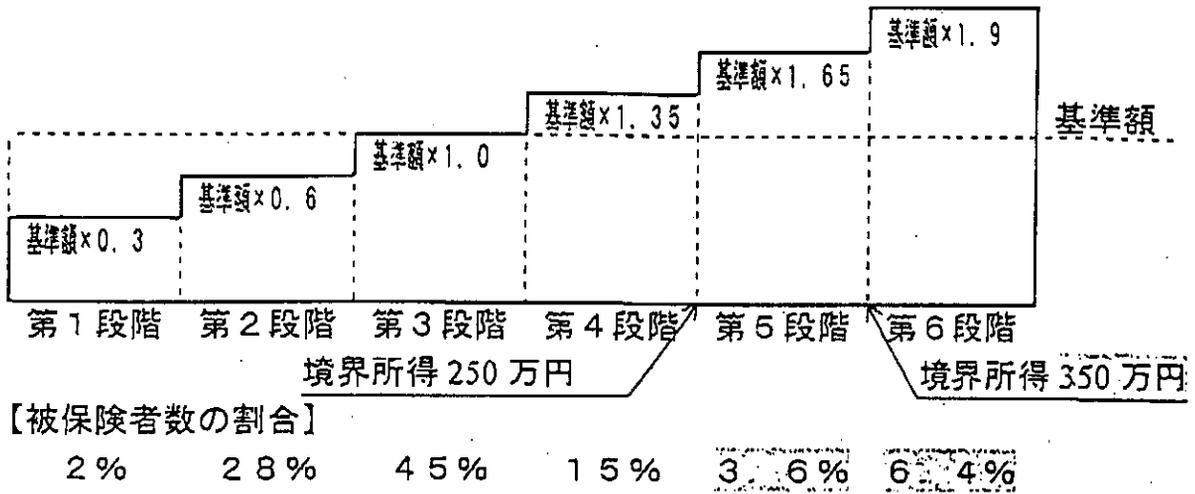
この際、第1・第2段階の乗率変更による軽減分を、第4・第5段階の乗率変更及び第6段階の設定による増加分で賄うよう、境界所得を設定することが必要である。

* 第5・第6段階の境界所得の設定 I

{保険料収納減少分=保険料収納増加分} となるよう、境界所得を設定。

$$\begin{aligned}
 & (0.5 \times 2 + 0.75 \times 28) - (0.3 \times 2 + 0.6 \times 28) \\
 & \quad \rightarrow \text{保険料軽減による減少分} \\
 & = [1.35 \times 15 + 1.65 \times (10 - \alpha) + 1.9 \times \alpha] - (1.25 \times 15 + 1.5 \times 10) \\
 & \quad \rightarrow \text{保険料増額による増加分} \\
 & \rightarrow \alpha = 6.4
 \end{aligned}$$

よって、第5段階の対象者が3.6%、第6段階の対象者が6.4%となるよう、具体的な境界所得を設定することとなる。(ここでは、第5段階の対象者のうち、被保険者の6.4%が該当する所得を「350万円以上」と仮定)



③ 保険料収納減少分と増加分との再調整

ここで、調整を終了しても差し支えないが、②の例の場合、第5段階の対象者が第6段階の対象者と比較して、相当少なくなっている。

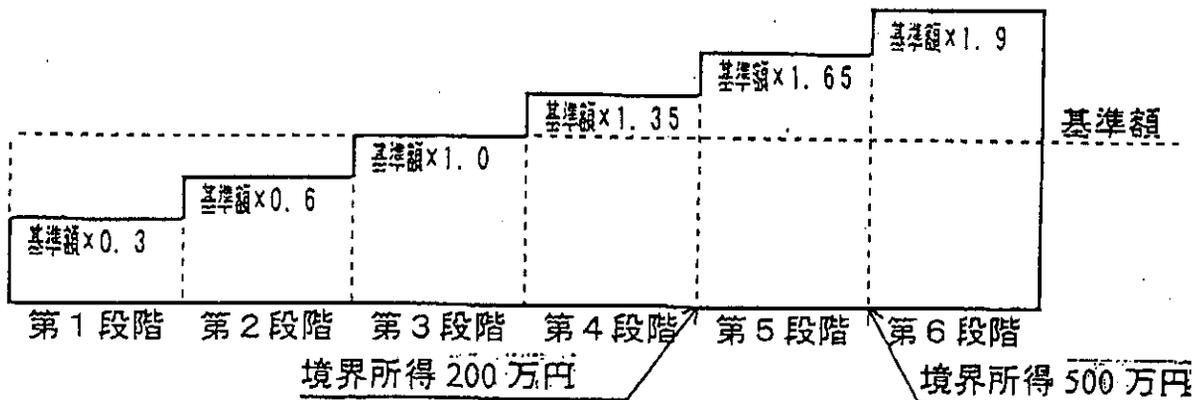
ここでは、第5段階の対象者を増やすため、第4・第5段階の境界所得 250万円から 200万円に引き下げるにより調整を試みることにする。(ここでは、第4・第5段階の境界所得を、250万円から 200万円に引き下げるにより、第4段階の対象者が15%から13%に減少するものと仮定)

* 第5・第6段階の境界所得の設定Ⅱ

(保険料収納減少分＝保険料収納増加分) となるよう、境界所得を設定。

$$\begin{aligned}
 & (0.5 \times 2 + 0.75 \times 28) - (0.3 \times 2 + 0.6 \times 28) \\
 & \quad \rightarrow \text{保険料軽減による減少分} \\
 & = [1.35 \times 13 + 1.65 \times (12 - \alpha) + 1.9 \times \alpha] - (1.25 \times 15 + 1.5 \times 10) \\
 & \quad \rightarrow \text{保険料増額による増加分} \\
 & \rightarrow \alpha = 4
 \end{aligned}$$

よって、第5段階の対象者が8%、第6段階の対象者が4%となるよう、具体的な境界所得を設定することとなる。(ここでは、第5段階の対象者のうち、被保険者の4%が該当する所得を「500万円以上」と仮定)



【被保険者数の割合】

2% 28% 45% 13% 8% 4%

ここでは、上図の形をもって再調整を終了することとするが、市町村の判断に基づき、さらに再度①の乗率変更から調整を行うことも可能である。

3. 実例の紹介

2. において示した6段階設定の方法は、あくまでも仮定に基づく一例である。

実際に、第1号保険料を6段階で設定している保険者は、現在のところ全国で10市町（千葉県流山市、神奈川県横浜市、京都府亀岡市・京北町・園部町・丹波町・日吉町・瑞穂町・和知町、和歌山県南部町）あり、その設定方法はそれぞれ以下のようになっている。

市町名	基準額 (月額)	乗 率						境界所得 (年額)	
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第4-5段階	第5-6段階
流山市	2,692 円	0.3	0.7	1.0	1.25	1.5	2.0	250 万円	1,000 万円
横浜市	3,165 円	0.25	0.65	1.0	1.25	1.5	2.0	250 万円	700 万円
亀岡市	2,910 円	0.333	0.733	1.0	1.25	1.5	2.0	250 万円	800 万円
京北町	2,853 円	0.465	0.725	1.0	1.25	1.5	1.95	250 万円	500 万円
園部町	2,410 円	0.25	0.73	1.0	1.25	1.5	2.0	250 万円	500 万円
丹波町	2,698 円	0.46	0.73	1.0	1.25	1.5	2.0	250 万円	500 万円
日吉町	2,816 円	0.4	0.75	1.0	1.25	1.5	1.7	250 万円	500 万円
瑞穂町	2,392 円	0.34	0.75	1.0	1.25	1.5	1.75	250 万円	500 万円
和知町	2,623 円	0.45	0.75	1.0	1.25	1.5	2.0	250 万円	500 万円
南部町	2,900 円	0.3	0.75	1.0	1.25	1.5	1.7	250 万円	1,000 万円

神戸市方式と条例の関係について（QA）

（問）保険料の単独減免について、今般の全国課長会議資料においては、条例上「その他特別な理由があるものとして特に定めるものに該当すること。」などのような減額の根拠を有している場合には、条例改正を経ずして神戸市方式へ移行することが可能とされている。神戸市方式を行うとしても、こうした包括的な規定ではなく、条例上、具体的な要件や手続を明確に規定した上で、保険料の減額を行う方が良いと考えているが、どうか。

（答）

1. いわゆる3原則を踏まえた保険料の単独減免を実施する場合には、条例上根拠を置くことが必要である。

また、この方式は、保険料財源によるものであり、低所得者に対する保険料の軽減分は、他の被保険者が負担することとなる。したがって、被保険者全体の理解を得ることが極めて重要である。

2. 条例上「その他特別な理由があるものとして特に定めるものに該当すること。」といった規定が既にある場合、条例改正を経ずに保険料を減額することも不可能ではないが、保険料の減額という基本的な事項については、減額の要件や手続をできる限り条例に明確に規定することが、介護保険制度の趣旨や住民自治といった考え方に、より沿うものであると考えている。

いずれにせよ、全国課長会議資料でお示したように、その決定手続に留意すべきであり、当方としては、市町村議会における審議や運営委員会が設置されている場合にはそこでの審議を経るなどの手続を行っていただきたいと考えている。